

高校コーディネーターによる高校と地域の連携・協働推進事業実施要項

1 事業の趣旨

岡山県立高等学校教育体制整備実施計画を踏まえ、高校が自治体等との連携を強化するとともに、高校コーディネーター※の配置を通して、各学校や各地域の特色を活かした教育活動の実践力を伸長することにより、小規模校等の更なる特色化・魅力化を進め、地元中学生の都市部への流出抑制と県内外からの志願者増を図る。また、中間支援組織及び県教育委員会の伴走支援等による各学校に配置された高校コーディネーターの資質向上とともに、様々な機関で雇用されている高校コーディネーター同士の関係構築を目指す。

※高校コーディネーターとは、県教育委員会が、地域と協働した教育活動を推進するため、学校と地域とをつなぐ役割を担う職員として定めた地域協働活動コーディネーターのことをいう。

2 事業の内容

- (1) 原則、1 学年当たり 4 学級以下で、地域との連携・協働による学校や地域の特色を活かした教育活動の創出又は更なる充実を目指す高校又は校地を「重点推進校」とし、全国的な高校の魅力化の知見を有する外部団体からの支援を受けながら、高校コーディネーターの資質・能力の向上を図るとともに、効果的な組織を構築し、教育活動の開発や教育環境整備等を進める。
- (2) 原則、1 学年当たり 4 学級以下で、地域との連携・協働による学校や地域の特色を活かした教育活動の充実を目指す高校又は校地を「推進校」とし、高校コーディネーターの資質・能力の向上を図るとともに、教育活動の充実及び地域連携を更に推進する。

3 業務の委託

県教育委員会は、重点推進校が学校や地域の実態に即した取組を効果的に進めるため、本事業に係る支援業務を外部団体（以下「受託者」という。）に委託する。委託する業務の内容はこの要項に定めるもののほか、別に定める業務委託要項のとおりとする。

4 事業の詳細

(1) 実施校

県教育委員会は、公募により重点推進校として 3 校、推進校として 5 校をそれぞれ指定する。

(2) 指定期間

重点推進校については、令和 6 年度から令和 7 年度の 2 年間とし、推進校は令和 6 年度から令和 8 年度の間で単年度（年度毎に公募を行う）とする。

(3) 事業の進め方

ア 事業計画書の作成

重点推進校及び推進校は、各年度の事業計画書を作成し、高校魅力化推進室長あてに提出するものとする。その際、事業内容等を示す体系図等、参考資料があれば添付するものとする。事業計画書には、(4)にある内容を含める。

イ 事業の報告等

重点推進校及び推進校は、各年度末に事業報告書を作成し、高校魅力化推進室長あてに提出するものとする。また、高校魅力化推進室長の求めに応じて、随時事業の実施状況等を報告するものとする。

ウ 重点推進校及び推進校への支援

受託者は、重点推進校における取組が円滑に行われるよう必要な指導・助言を行うとともに、県教育委員会は、受託者から得られた情報等を踏まえて重点推進校及び推進校に対して支援を行う。

エ 全県への普及

県教育委員会は、本事業を通して得られた特色化・魅力化に関する情報を、他の県立高校等へ提供する機会を設ける。

(4) 内容

ア 重点推進校

(ア) 研究テーマ

地域との連携・協働による学校や地域の特色を活かした教育活動の創出又は更なる充実並びに生徒に身につけさせたい資質・能力の向上を踏まえた高校コーディネーターの効果的な活用

(イ) 研究体制

研究を進めていく上での校内組織並びに学校内外の関係者及び高校コーディネーターで構成される組織（以下「連携組織」という。）

(ウ) 研究内容

- a 高校コーディネーターによる高校と地域の連携・協働による高校の特色化・魅力化に向けた取組（地域の産業や文化、地域課題解決に関する探究的な学習など）
- b 地元自治体等からの高校への支援
- c 学校と地域をつなぐ人材（高校コーディネーター）の在り方
- d 地元からの進学率向上の方策
- e 地元以外（県内都市部や全国）からの進学率向上の方策
- f 事業終了後の取組の継続性
- g その他

(エ) 研究方法

- a 地域資源を活かした魅力的な教育活動の創出又は更なる充実
- b 効果的な連携組織の構築
- c 受託者による教職員、自治体職員及び高校コーディネーター等への指導・助言及び研修
- d 高校コーディネーターの実践内容・ノウハウ等のデータベース化への協力
- e 高校コーディネーターの職務要件等の研究への協力
- f その他

イ 推進校

(ア) 研究テーマ

生徒に身につけさせたい資質・能力の向上を踏まえた高校コーディネーターの配置による学校や地域の特色を活かした教育活動の充実及び地域連携強化など

(イ) 研究体制

研究を進めていく上での校内組織並びに学校内外の関係者及び高校コーディネーターで構成される組織（以下「連携組織」という。）

(ウ) 研究内容

- a 高校コーディネーターによる高校と地域の連携・協働による高校の特色化・魅力化に向けた取組（地域の産業や文化、地域課題解決に関する探究的な学習など）
- b 地元自治体等との連携強化

- c 学校と地域をつなぐ人材（高校コーディネーター）の在り方
- d 地元からの進学率向上の方策
- e 地元以外（県内都市部や全国）からの進学率向上の方策
- f 事業終了後の取組の継続性
- g その他

（エ）研究方法

- a 地域資源を活かした魅力的な教育活動の充実
- b 連携組織の更なる充実
- c 受託者による教職員、自治体職員及び高校コーディネーター等への研修
- d 高校コーディネーターの活動内容・ノウハウ等のデータベース化への協力
- e その他

ウ 受託者の支援等の内容

受託者は、重点推進校に対し指導・助言を行うとともに、必要に応じて、先進事例の紹介や、研修・ワークショップの実施、現地訪問等を行う。また、重点推進校及び推進校を含む様々な機関で雇用されている高校コーディネーター、教職員及び自治体関係者等に対して、高校コーディネーターの資質・能力の向上等に資する研修会を実施するとともに、高校コーディネーターのネットワーク構築を図る。

（５）関係機関等との連携協力体制の構築及び活用

重点推進校及び推進校は、連携組織の会議を年３回程度開催し、地域との連携の在り方等を研究し、教育内容の質の確保・向上に向けた高校の特色化・魅力化を推進する。また、高校コーディネーターは当該会議に参加し、学校と地域等との連携・協働体制の強化を図る。なお、外部連携組織（令和３年７月２６日付け教魅企第８７号、学校運営協議会を含む。）をもって充てることができる。

（６）高校コーディネーター

重点推進校及び推進校は、高校コーディネーターを置き、地域と協働した教育活動を推進する。その人選は重点推進校及び推進校が年度毎に行い、任用具申書、履歴書、健康診断書を高校魅力化推進室長あてに提出し、県教育委員会が選考及び任用を行う。ただし、地元自治体等が独自に、重点推進校及び推進校に対して地域と協働した教育活動を推進する高校コーディネーターを配置する場合や、重点推進校及び推進校が、地域と協働した教育活動を目的として、重点推進校及び推進校と地域とのコーディネート業務を団体等に委託する場合については、この限りではない。

ア 職務

岡山県教育委員会の命を受け、法令及び条例等の定め並びに校長の指示に従い、次に掲げる職務を行う。

- （ア）重点推進校及び推進校が実施する教育活動に対して、事業の趣旨に沿った提案や実施の補助を行うこと。
- （イ）自治体、企業、大学、ＮＰＯ等の外部機関と連携した教育活動を実施する際に、外部機関との連絡・調整を行うこと。
- （ウ）重点推進校及び推進校が設置する学校運営協議会又は外部連携組織等の会議へ参加し、業務の補助を行うこと。
- （エ）その他教育委員会が必要と認める事項

イ 任用期間

任用の日から同日の属する年度の末日までの間で設定

【576時間以内／年：6時間×96日（週2日×4週×12月）】

ウ 資格

資格の有無は問わない。

エ 任用、報酬、勤務形態その他の勤務条件等

別に定める「地域協働活動コーディネーター設置要綱」による。

（7）評価指標の設定

重点推進校及び推進校は、目標の達成状況を明確にするため、目標に対応した評価指標を設定し、各年度の実績値を高校魅力化推進室長あてに報告するものとする。

5 経 費

（1）重点推進校及び推進校への支援

県教育委員会は重点推進校及び推進校に予算を配分し、予算の範囲内で、事業の実施に要する経費を支出する。

（2）対象範囲等

重点推進校及び推進校が作成する事業計画書に基づき、高等学校の特色化・魅力化に資する活動経費として適当と認められるものとする。ただし、施設・設備の維持管理及び修繕に係る経費は対象としない。

（3）支出科目

対象とする支出科目は、原則として次のとおりとする。

ア 重点推進校

報酬 旅費

イ 推進校

報酬 旅費

（4）適正な執行の確保

執行に当たっては、岡山県財務規則（昭和 61 年岡山県規則第 8 号）その他の規定に基づき、適正に処理するものとする。

6 その他

この要項に定める事項のほか、本事業の実施に当たり必要な事項については、高校魅力化推進室長が別に定める。

附 則

この要項は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。